

公共料金等の支払に係るクレジットカード決済業務（その2）仕様書

1 目的

本業務は、支出負担行為担当官関東農政局長（以下、「甲」という。）が業務請負者（以下、「乙」という。）から法人会員として会員番号の付与を受け、公共料金等の支払請求が発生した都度、乙は甲に代わり、事業者の定める支払期限までにクレジットカードを用いた方法により立替払を実施（以下、「カード決済」という。）することとする。

また、乙は甲に変わり、カード決済を実施した金額（以下、「カード利用金額」という。）を甲に請求を行うものとする。

この仕様書において、「公共料金等」とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の12に規定する長期継続契約の利用代金をいう。

2 業務期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

（なお、契約を解除しようとするときは、その1ヶ月前までに相手方に通知するものとし、特に支障のない限り、年会費及び手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件に、カード有効期限（全てのカードのうち最初の期限とする。）の範囲内で毎年度更新する。）

3 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 本業務は、カード決済に利用できるクレジットカードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、キャッシング機能を付与しないものとする。
- (2) 甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき速やかに会員番号、有効期限及びセキュリティーコード等を付与するものとする。
また、乙は、甲からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号を付与又は必要な手続きを行うものとする。
- (3) 会員番号の予定発行件数は30件とし、甲の必要に応じてその発行件数を変更できるものとする。
- (4) 乙は、年会費、発行手数料（再発行を含む。）、保証金、会員番号の付与・変更、入会等の各種手続きに要する手数料は無料とするものとする。
- (5) 甲は、公共料金等の支払について、カード決済を利用するものとする。
カードの有効範囲内で更新した際も同様とする。
- (6) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、乙は甲が指定するカード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を作成し、速やかに甲に提出すること。
- (7) 乙はカード決済利用月の翌月15日までに請求書を甲に提出すること。
- (8) 乙は、甲に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込払いとすること。なお、支払は複数の銀行振込により支払を行うことがある。

- (9) 乙は、公共料金等の事業者等に対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、甲に対して遅延損害に係わる一切の請求を行わないものとする。
- (10) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うとともに、その後の事務に影響が生じないように、速やかに甲に対し会員番号の変更など必要な手続を行うこと。
 なお、会員番号が甲以外の者によって不正に利用された場合において、甲に故意・重過失がない場合には、甲は不正利用分について支払義務を負わないとする。
- (11) 甲は、公共料金等乙を介して支払いする場合は、公共料金等を請求する事業者に対して当該事業者の定めた手続により利用登録を行うとともに、必要に応じてその内容を乙に対して通知するものとする。
- (12) 公共料金以外のものであっても、甲の利用範囲の変更を妨げないものとする。
 なお、取引習慣上クレジット払いとすることがやむを得ないと認められるものについて、会員番号を用いた決済を利用するものとする。

4 カード利用金額

次の金額がカード決済可能であること。

会員 番号 区分	用 途	利 用 限 度 額	
		最大月額利用 見込(限度)額	年 間 利 用 見込(限度)額
1	本局及び各拠点に係る公共料金等	[2, 000, 000 円] 2, 000, 000 円	[12, 000, 000 円] 24, 000, 000 円

- (注) 1 利用限度額については、記載した金額の利用を確約するものではない。また、上段括弧書きは、令和7年度の見込みである。
- 2 会員番号区分は、本局及び各拠点その他甲が必要とするものに発行することができる。

5 その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の請負に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。